

# 百貨店、通所介護施設、通所リハビリテーション施設の 立地又は休廃止を計画されている皆さまへ

本市では、人口減少・高齢化の中でも暮らしやすさが維持された持続可能な都市づくりを推進するため、「福井市立地適正化計画」を策定し、都市機能誘導区域及び誘導施設を定めております。  
2025年9月に同計画を改定し、都市機能誘導区域の見直しを行いました。

**都市機能誘導区域の内外**で対象行為を行う場合には、**市長への届出**が必要となります。

※ 福井市立地適正化計画区域(福井都市計画区域)内に限る。

## 対象行為

以下の行為を行う場合、着手する**30日前**までに届出が必要となります。

### ・都市機能誘導区域外で行う以下の行為

#### 【開発行為】

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

#### 【建築行為】

誘導施設を有する建築物の新築する場合  
建築物を改築し、又は建築物の用途を  
変更して誘導施設を有する建築物とする場合

### ・都市機能誘導区域内で行う以下の行為

#### 【休止又は廃止】

誘導施設を休止、又は廃止する場合

## 届出対象となる施設(誘導施設)

### ・まちなかにぎわいを生み出す機能

#### 【百貨店等】

商業統計調査「業態分類表」における「百貨店」

### ・高齢化の中でまちなかを支える機能

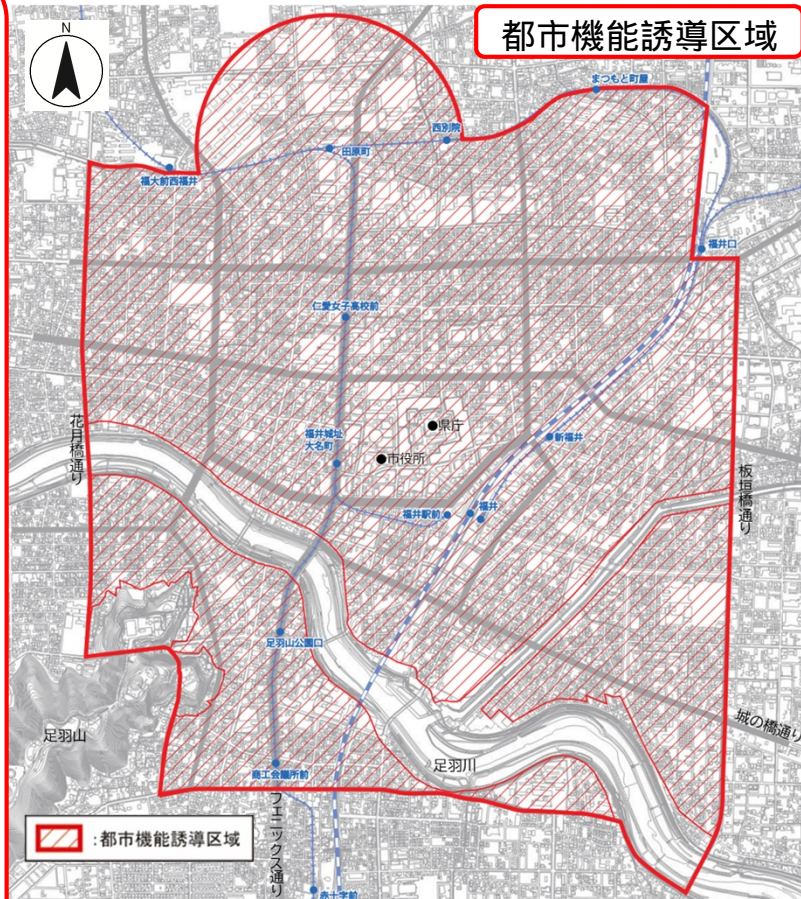
#### 【通所介護施設(デイサービス)】

介護保険法第8条第7項に定める、  
通所介護を提供する施設

#### 【通所リハビリテーション施設(デイケア)】

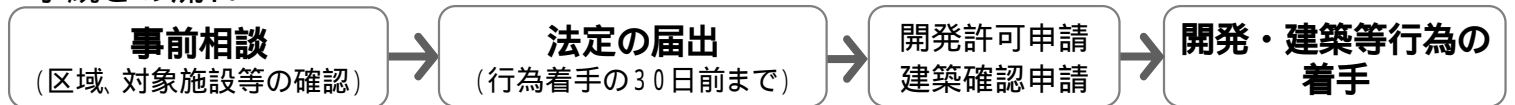
介護保険法第8条第8項に定める、  
通所リハビリテーションを提供する施設

：通所介護、通所リハビリテーション施設については、  
地域密着型サービスを提供する施設を除く。



誘導施設の届出イメージ

## 手続きの流れ



### 手続きにあたって

- ・都市機能誘導区域内外(特に区域境界付近)の確認は都市計画課にお問い合わせください。
- ・届出は、1部提出してください。受領後、市から受理通知書を交付します。(様式1~4をご使用ください。)
- ・届出に係る事項に変更が生じた場合は、変更に係る行為に着手する30日前までに届出をしてください。
- ・開発行為時に届出を行った場合でも、届出の対象となる建築行為を行う際は、着手前に届出が必要です。

## お問い合わせ

福井市 都市政策部 都市計画課 (届出の様式などは福井市HPからも入手できます。)  
TEL:0776-20-5450 / FAX:0776-20-5453